

【原著】

後期中英語における“Appeach”の意味変化

上 利 学

—Semantic Change of “Appeach” in Late Middle English—

Manabu Agari

0. は じ め に

中世後期はフランス語を中心に外国語からの借用が語彙を豊富にした時期である。ルネッサンス文芸の大きなうねりを直前に控え、社会の変化に対し既存の語彙がどのような変化を受け、またどのように反応したか、という言語変化の問題を中世後期から近代初期にかけて三つの作品に絞って考察する。以下、資料の詳細を検討する。

1. *The History of Reynard the Fox* における *appeach*

1481年にWilliam Caxtonによって出版された寓意物語*The History of Reynard the Fox*は、狐Reynardが働いた悪事が法廷で裁かれる場面を中心に展開する。そこでは告訴の場面が多く描かれており、従って告訴を表す語が数多く用いられている。¹ 拙論では、告訴を表す語の中でも、共犯者を告訴する場合に用いられる語彙に焦点を当て考察を進める。

共犯者私訴 (Approvement) とは、反逆罪あるいは重罪で正式に告訴された者が、今度は自分が告訴人となって共犯者を告訴し有罪にすることができれば絞首刑を免れ国外に追放される一方で、共犯者を有罪にすることができなければ絞首刑になるという制度である (Hamil 238)。この共犯者私訴という制度はHenry一世の治世に始まったようであり、財務府の記録によれば、Henry二世の治世下の1156年には確立していた (Hamil 238-9)。共犯者を告訴するには、共犯者私訴人 (approver) はまず訴えられた罪を告白し、次に仲間を訴えなければならなかった (Hamil 240)。また、五人以上の共犯者を有罪にする以外に助かる道はなかった (Russell 153)。決闘で敗れたものは原告であろうと被告であろうと絞首刑に処せられた (Hamil 246)。

*The History of Reynard the Fox*には、共犯者私訴に相当する場面が描かれている。聖霊降臨祭の頃、百獣の王ライオンが法廷を開くと、多くの動物がReynardの数々の悪事を王に訴える。法廷に召喚されたReynardは訴えに対して反論するが、最終的に絞首刑の判決が下される (“They gaf sentence and luded that the foxe sholde be dede and hanged by the necke...” (*Reynard the Fox* 30))。絞首台に連れられたReynardは、危機を脱するために自分が犯した罪の告白をする許可を求める (“I pray you of a bone. that I may to fore you alle make my confession openly and telle my defaultes also clerly...” (33))。彼は自分が犯した罪を告白する中で、七台の荷馬車でも運べないほどの金銀細工を手にし、さらにそれが国王の暗殺に関連していたという話を作り上げる。Reynardは作り話の信憑性を高めるために甥のGrymbertを告訴する。

“Now herkene how the foxe began. in the begynnyng he **appeled** grymbert his dere cosyn. whiche euer had holpen hym in his nede / he dyde so bycause his wordes sholde be the better byleued. and that he forthon myght the better lye on his enemyes” (35. 16-19)

さらにReynardは、彼の父が中心となって熊のBruyn, 猫のTybert, 狼のIsegrymと謀反を企て、財宝の力を借りて現国王を廃位させ代わりに熊のBruynを王位に即けようとしていたと述べているが、この状況はまさに共犯者私訴そのものである。

引用文中の“appeled”とは、*OED*が示しているように法律用語で、個人が行う正式な告訴を指しており (Bellamy (1998) 36), 反逆罪, 殺人罪, 暴行罪, 強姦罪, 窃盗罪などに関して使われる“appeal”がある (Russell 135-139)。²“Appeal”は共犯者を告発する際にも用いられ, “appeals by approvers” (Bellamy (1998) 36) として知られていた。“Appeal”は様々な罪状に用いられる法律用語である。上記の引用では, Reynardがapproverとなっていていわゆる犯罪仲間を告訴している。

Reynardは、彼の父の財宝を探し当て別の場所に移動させることにより、国王を廃位させようとする彼の父の謀略を阻止した旨を国王と王妃に告げ恩赦を求める。Reynardがでっち上げた架空の財宝を手に入れた王妃は、Reynardは悪事に耽っていたが、自分の父と甥を共犯者として告訴した事実を挙げ、今では改心したと言って彼の肩を持つ。

“my lorde ye may now well byleue hym / though he were here to fore felle / he is now chaunged otherwise than he was ye haue wel herde that he hath **appechid** his fader and the dasse his newew / whiche he myght wel haue leyde on other bestes / yf he wold haue ben false / felle / and a lyar /” (*Reynard the Fox* 39. 10-14)

王妃の望みを聞き入れた王は、Reynardの悪行をすべて許す。この裁判を傍聴していた鳥のTyselynは、Isegrym, Bruyn, Tybertのもとへ急ぎ、Reynardが赦免されただけでなく、逆に三人が共犯者として訴えられていると告げる。

“The kynge hath skylled hym quyte of alle his brokes and forgyuen hym alle his trespaces and mysdedes / And ye be alle betrayed and **apechyd**” (*Reynard the Fox* 42. 29-31))

MED (“accuse,” “charge”)(1) とBlakeのグロッサリー (“bring a charge against”) は共に「告訴する」という意味しか与えていないが、*OED*は“To charge with crime, accuse, inform against, impeach (a person)”(2)と定義している。「告訴する」と「密告する」の両方の意味を含んでいるとの解釈だが、共犯者私訴との意味的関連は指摘されていない。作品中二回しか用いられていない“appeach”がともに共犯者私訴の場面で用いられている事実は注目に値する。

共犯者私訴の場面では、まず“appeal”が、次の二例では“appeach”が使われていることを見た。前者の語は、すでに述べたように、共犯者私訴を含むいくつかの罪状を包括する語であり、“appeal”が使われている場面では、登場人物ではなく語り手が状況のあらましを記述している。それに対し後者の例では、すでに共犯者が告訴されたことが語られた後に登場人物が個別に使用している。“Appeal”は包括的である一方、“appeach”は告訴の実体を示すものであり、

いわば上位語と下位語の関係にあると言ってよい。

ここで、“appeach”の意味を15世紀後半の英国社会における共犯者私訴との関連で探してみたい。

13世紀には陪審裁判の導入とともに個人による告訴が減ったため、決闘裁判は共犯者私訴の場合を除いて廃れつつあった(Hamil 255)。共犯者私訴は14世紀中頃までは一般的に行われていたが(Russell 154)、15世紀初頭までには巡回裁判記録にはめったに見られなくなり(Bellamy (1998) 40)、1470年の訴訟を最後に裁判記録から姿を消す(Hamil 257)。

決闘裁判が衰退し、逆に恩赦が共犯者私訴人にも広く与えられるようになったことにより、共犯者私訴が社会の変化を受けて変容してきたようである。つまり、共犯者私訴人が告訴に成功したときに許された国外追放が恩赦に取って代われ、共犯者に関する情報を提供したという理由で恩赦が与えられるようになった。また、重罪人も共犯者私訴に訴えるというよりは、共犯者に関する証言を提供し王の寛大な措置に期待することが多くなった(Hamil 257)。これに関連してBellamyは、共犯者を告訴しさえすれば恩赦を得ることができるAppeachmentは、16世紀後半においては始まったばかりだと指摘している。共犯者私訴人(approver)は告訴した相手を有罪判決にすることができれば絞首刑を免れたが、Appeachmentという法形態では、告訴人(appeacher)は告訴した仲間を有罪にできなくても、告訴するだけで恩赦が与えられたようである(Bellamy (1998) 143)。

共犯者私訴(Approvement)では、通常、被告人は決闘裁判か陪審裁判を選択しなければならない。また、原告は被告人が有罪判決になった場合のみ絞首刑を免れることになっているが、Reynardは共犯者私訴を行った直後に無罪放免となっている。つまり、彼は告訴した共犯者を有罪にするための裁判を経ずに釈放されているのである。Bellamyは、犯罪仲間を密告することにより恩赦を得ることができる、いわゆる国王の証人になる(turn king's evidence)慣習の走りとして1522年の事例を取り上げているが(142)、記録に現れ始める前に法形態としてのAppeachmentが芽を出し始めた時期があるはずである。つまり、*Reynard the Fox*が出版された1481年には、実体としての“appeach”はすでに社会の変化に対応して新しい意味を帯びていたと考えられる。Appeachmentの実体を表す“appeach”が使われている事実は、告訴を表す語が無作為に使用されたのではなく、当時すでに萌芽期にあったAppeachmentの意味を既存の“appeach”が獲得しつつあったこと、また、Caxtonが新しい意味を帯びた“appeach”をいち早く取り入れたことを示していると思われる。

2. 『アーサー王の死』におけるappeach

新しい意味を帯びた“appeach”の使用を*Reynard the Fox*で確認したが、その兆しは1470年頃に書かれたSir Thomas Maloryの『アーサー王の死』にすでに見られるようである。Maloryでは告訴を表す語のうち“appeal”が優勢である中、“appeach”が一例だけ使われている。Mark王はTristramとIsodeとの関係を怪しんでTristramをコーンウォールから追放したが、彼がイングランドで武勲を挙げたことを耳にするとそれに腹を立て、Tristramを殺害するために二人の騎士を伴いイングランドに赴く。イングランドに赴いた目的がTristramを殺害することだと聞いた騎士のうちBersulesは、Tristramのような名誉ある騎士を殺すことに同意するつもりはなく、Mark王に対する忠誠も放棄すると告げる。それを聞いたMark王がBersulesを一刀両断にすると、もう一人の騎士であるAmantはMark王を反逆罪でArthur王に訴えると言う。(“Hit was foule done and myschevously, wherefore we woll do you no more servyse. And wete

you well we woll **appele** you of treson afore kynge Arthure.” (Works, 178. 28-30).³ 憤慨したMark王はAmantを殺そうとするが、Amantと二人の従者に取り押さえられ次のように言う。

‘Wyte thou well, and thou **appeyche** me of treson, I shall thereof defende me afore kynge Arthure, but I requyre the that thou telle nat my name that I am kynge Marke, whatsomevir come of me.’

‘As for that,’ seyde sir Armante, ‘I woll nat discover your name.’

(Works 579. 3-579. 8)

Amantが告訴の意味で“appele”を使っているのに対し、Mark王は、「もしお前が私を反逆罪で告訴するのであれば、私はArthur王の御前で自分を弁護する」と応じる中で“appeyche”を使用している。二人の短いやり取りの中で、Maloryの作品中最も頻度が高い“appele”ではなく、“appeyche”がこの作品の唯一例として使われていることは、そこにそれなりの意味が付されていると考えられる。フランス語の種本である『散文トリスタン』の該当箇所では“appeal”が使われている。

A l’endemain, quant li rois March se quida de laiens partir, il ne pot, car les damoiseles le firent arester, et disoient qu’eles l’**apeloient** de traïson et qu’eles l’en feroient prouver par Armant. Li rois respondi et dist: 《Je sui pres que je me desfende de traïson et chi et aillours, en quelque lieu que vous vaurés...》

(Le Roman de Tristan, vol. 4, § 10. ll.4-9)

『散文トリスタン』では、告訴する人物がAmantではなく“damoiseles”という違いはあるものの、apeloient (=appele) が用いられている。⁴ Maloryにおいて告訴を表す最も頻度が高い語である“appeal”が種本で使われているのであれば、それがそのまま採用される方が自然であると思われる。しかしながら、Maloryが種本に変更を加えたことは、彼が作品の構想を練る際にそれが必要だと考えたからであり、具体的にはMark王の人物造形と関連があるのではないかと考えられる。

Mark王については、Thomas C. Rumbleがフランス語の種本と比較しながら分析し、MaloryはMark王の性格造形に改変 (“re-characterization”) を施すことにより、よりあくどい人物に仕立て上げたという評価を下している (153)。これに対しEdward Kennedyは次のように反論している (“Although Malory made some minor changes, to label them “re-characterization” is to give a misleading impression of Malory's contribution of Mark's character.” (165 n. 6))。つまり、Maloryの変更は軽微なものであるため、新たに性格造形をしたと言えるほどのものではないという主張である。Kennedyは彼の詳細な研究において、Maloryが描くMark王は基本的に種本と同じく、復讐心に燃えた嫉妬深い暴君 (“a vengeful and jealous tyrant”) であり、批評家はMaloryが種本に付加した数例を強調し過ぎていると批判している (161)。

MaloryはMark王の性格を種本に依拠しているというKennedyの分析は妥当ではあろうが、Maloryが変更を加えた部分を軽視すべきではない。数は少なくともそれがMark王の性格造形に貢献している可能性を否定することはできない。Maloryによる“appeyche”の使用は、Mark王の卑劣さ及び狡猾さを更に強調する役割を果たしていると思われる。Amantに反逆罪で

Arthur王に告訴すると言われたMark王が、「もしお前が私を反逆罪で告訴するのであれば」というセリフで“appeyche”を使っているが、これは彼がAmantを共犯者私訴人に仕立て上げようとした策略と見るができる。つまり、Mark王は、Amantが悪人であるMark王と同様に、反逆罪を犯した罪人であることを彼に強く意識させようとしたという解釈である。

ここで、“appeyche”がAmantに対してもつ更なる意味合いを捉えるために、共犯者私訴について掘り下げて考えてみたい。共犯者私訴に対しては一般に否定的な印象が広まっていたようである (“there was a universal distrust of all approvers' appeals”: Hunnisett 72-3)。犯罪者が共犯者私訴を行うのは絞首刑を逃れるためなので (Hamil 239)、命欲しさに無実の人を告訴することもあったようである (Hamil 251; Russell 149)。また刑の実行を遅らせるためにそれぞれ遠く離れた州にいる二人の重罪人を告訴する場合もあれば (Post 93)、多くの仲間を訴えた場合もあった。Russellは、数十名を訴えた共犯者私訴人の例を挙げているが、そのうちNicholas of Thropewellという人物は70名を告訴したようである (153)。複数の仲間を告訴した場合は、少なくともうち一人が裁判を受けるまでは死刑が執行されることはなく、その間逃走したり、有力者が便宜を図ってくれたりすることを期待できるという利点もあった (Bellamy (1998) 41)。共犯者私訴が延命のために行われたことは、訴えの多くが裁判で取り下げられただけでなく、大多数の被告が無罪となり、結果、共犯者私訴人が絞首刑になったという事実が示している (Hunnisett 71)。

共犯者私訴に対する不信感が広がった背景には役人の存在もある。シェリフや看守は囚人に対し無実の人を告訴するよう強要し、告訴の取り下げと交換に金銭をゆすり取ったり、投獄した無実の人から多額の保釈金を巻き上げたりした (Hamil 249)。このように、共犯者私訴の制度は悪用された側面が非常に強いが、Jens Rörkastenは共犯者私訴に対する否定的評価を偏った見方だとして警鐘を鳴らしている。彼は共犯者私訴の中には信頼できる事例もあることを示しながら、被告人が釈放される比率の高さは共犯者私訴の濫用が広く行き渡っていたことを証明するものではないと述べている。それは、むしろ共犯者私訴人に対する一般の人々の評価であるという立場を取っている (16)。共犯者私訴に関して彼は慎重な見解を示しているが、世論が否定的な見方をしていたことは認めている。重要なことは、共犯者私訴が一般にどのように受け入れられていたかである。

共犯者私訴 (Approvement) に対するこのような不信感はAppeachmentに引き継がれた可能性がある。なぜなら二つの制度は極めて似通っているからである。Approvementでは、被告人は共犯者私訴人となって仲間を有罪にする必要がある一方で、Appeachmentでは、被告人は告訴人 (appeacher) となって告訴するだけで恩赦が与えられたのである。15世紀後半、Appeachmentが徐々にApprovementに取って代わりつつあった時期に、Approvementがもつ否定的なニュアンスをAppeachmentが引き継いだとしても不思議ではない。AmantはMark王が“appeyche”を使った時、この語がもつ上記のような意味合いを感じざるを得なかったのではないかと思われる。“Appeyche”の使用が、反逆罪を犯し共犯者私訴を行う立場となったことを意識させられたAmantに対して、Arthur王に告訴することを思い留まらせる効果を及ぼしたかどうかは別として、Mark王の卑劣さ及び狡猾さを浮き立たせたといってもよからう。Thomas RumbleはMaloryの作品にMark王の恥ずべき性格が増幅したことを読み取っているが (“the degradation of Mark's character”: 155), “appeyche”はその一例と言えるだろう。MaloryがMark王の性格造形のために“appeyche”を使ったとするならば、既に新たな意味を帯びつつあった“appeyche”を、犯罪の具体に通じたMaloryが敏感に察知して取り入れたと言えるのではないだろうか。

3. *The New Chronicles of England and of France*におけるapeach

これまでMaloryとCaxtonにおいて、新たな意味を帯びた“apeach”が使われていることを示した。Caxton以降も“apeach”が新しい意味で使われていることが予想されるため、16世紀前半の資料としてRobert Fabyanによって書かれた年代記における“apeach”の意味を検証する。Robert Fabyanが生まれた年は定かではないが、エセックス州に生まれ、ロンドンで反物を扱う一方で、1493年にはsheriffを務め、1497年には参事会員にもなっている。Fabyanは1512年に亡くなったようだが、彼の年代記は*The New Chronicles of England and of France*として1516年にRichard Pynsonによって出版された。Fabyanの年代記を選んだ理由は、告訴に関する語彙が使用されていることが予想されること、さらに、16世紀前半の作品であるため、Malory、Caxtonに続いて歴史的な検証をする上で相応しいと考えられるからである。

Fabyanの*The New Chronicles*では“apeach”が五例用いられている。そのほか、“accuse”が七例、“peach”が一例用いられている。引用は、後にHenry六世となる王子の叔父に当たるGloucester公と大叔父のHenry Beaufortの確執に関連した場面である。

This yere also beganne a grudge to kyndle atwene the lorde protectour & his halfe brother the bysshop of Wynchester, the whiche after grewe to a great distourbaūce of y^e cytie of London, as in the nexte mayres yere shall be shewyd. And in the ende of this yere were many honest men of y^e cytie **apechyd** of treason, by a false & malycious persone belongynge vnto y^e sayd bysshop, and put them vnto great vexacion & trouble, whiche was done by the procurement of the sayd bysshop, as the comon fame then went. (Fabyan 595)⁵

1422年、Gloucester公とJacqueline of Hainaultとの結婚が紛争を引き起こす。Gloucester公の兄Bedford公が婚姻関係を結んでいるAnneの兄であるBurgundy公がHainaultの領有権を主張しているのに対し、Gloucester公は妻の相続権を取り戻そうと遠征したからである。遠征に失敗して1425年にイングランドに戻ったGloucester公の愚行をBeaufortが非難したことにより二人の確執はさらに深まり、ロンドンでの騒乱につながる。同年十月、クーデターの情報を得たGloucester公は、ロンドン市長に対しロンドン市を守るよう警戒を呼びかけた。武装したBeaufortの家臣が市内に押し入ろうとしたためロンドン市民が騒然となり、摂政のBedford公をフランスから呼び寄せて事態の鎮静化を図らざるを得ない状況に発展した (Jacob 225, 229)。Gloucester公を支持するロンドン市民が反逆罪で訴えられているが、状況は共犯者私訴ともAppeachmentとも関連していない。

次の例でも共犯者私訴とは関連のない場面で“apeach”が用いられている。

And in this yere, an armurer named [欠 落]⁶ was **apechyd** of treason by a seruaunt of his owne; for tryall wherof, a daye to them was gyuen to fyght in Smythfelde; at whiche day of batayll the sayd armurer was ouercomyn and slayne, and that mysgydyng of himself: for vpon y^e morowe, whan he shuld come to the felde, his neyghboures came to hym, and gaue vnto hym so moch wyne and good ale, that he was therwith distemperyd, that he relyd as he went, and so was slayne without gylt. But that false seruaunt lyued nat longe vnpunysshed, for he was after hāged for

felony at Tyborne. (Fabyan 618)

引用では武具士が徒弟に訴えられ、決闘裁判が言い渡される。決闘当日、隣人に酒を振る舞われ酩酊状態になった武具士は決闘で敗れて命を落とすが、一方の徒弟は、後日、偽りの訴えをしたとして重罪で絞首刑となる。ここでも“appechyd”とAppeachmentの関連性は見られない。

次の例は、Richard三世の治世二年目、すなわち1485年のフランスの状況を描いたものである。

And in that season Olyuer Damman, (whom Lowys had in many great romes and offyces set, and by his dayes had hym in synguler loue and faouere, insomoche, as before I haue shewyd in the ende of the story of the sayd Lowys, he made a specyall request vnto this Charlys his sone, that he shuld specially cherysshe this sayd Damman,) now was **appechyd** of treason, with one Danyell a Flemynge; the whiche after inquisicion of theym made, both after the lawe of that lande were iugyd to deth and soo put in execucion of hangynge, ... (Fabyan 673)

フランス王Louis十一世は息子のCharles 八世に対し、Olyver Dammanを重用するように求める。DammanはLouis十一世時代に多くの無実の人を死に追いやったため、政権が交代したのち反逆罪で告訴され絞首刑となるが、これもAppeachmentとは関係ない。Fabyanの年代記では、“appeach”はAppeachmentとは関連性のない場面で用いられているようである。

Fabyanの*The New Chronicles*で興味深い点は、“appeach”の語頭音が消失した“peach”が一例ではあるが使用されていることである。

IN this yere of the mayer, and in the beginning of the. viii. yere of this kynge Edwarde, that is to meane vpon Saterdaye next ensuynge the feest of Corpus Cristi, dame Margaret, suster vnto the kynge, rode thorough the cytie of London towarde the sees syde, to passe into Flaunders, there to be maryed to Charlys duke of Burgoyne, before named in the story of the. xi. Lowys kyng of Fraunce. After whose departure, sir Thomas Cook, late maier, which before was **pechyd** of treason by a seruauant of the lorde Wenlokkis, called Hawkyns, and at the request of the sayd lady Margarete, vpon suertie sufferyd to go at large, then was arrestyd and sent vnto the Tower, and his goodes seasyd by the lorde Riuerse then tresourer of Englande, ... (Fabyan 656)

元国王のHenry六世の妻であるMargaret of Anjouはフランスからイングランドにスパイを放っていたが、そのうちの一人Corneliusが捕まり、拷問の末、ロンドン市民の有力者たちとヨーク派の騎士Wenlock卿の家臣であるHawkinsを告訴する。Hawkinsは、今度は自分がWenlock卿及び以前にロンドン市長を務めたことがあり今は参事会員となっているThomas Cookがランカスター派の陰謀に加担していると白状する。裁判ではランカスター派の策略に関する証拠が挙がらなかったため、告訴されたものの多くは罰金刑で済んだが、CorneliusとHawkinsが処刑されたのに対し、Thomas Cookはまさに絞首刑に処せられる直前に恩赦を受けている。⁷ 一見、共犯者私訴のように見えるが、この事件は陪審裁判で裁かれている。反逆罪の疑いがある場合は、王が陪審による審問を好んだこともあったようだが、陪審裁判となった

のは、Edward四世が暴力を使ってCorneliusとHawkinsから自白を引き出し、共犯者私訴を許さなかったためであろうとBellamyは推測している（(1970) 147）。裁判の流れは、陪審裁判の形を取っていることを除けば、共犯者私訴と似通っている。Corneliusが仲間を訴えたこと及び訴えられたHawkinsがThomas Cookの名前を挙げたことは共犯者私訴に酷似している。両者の類似性は、CorneliusとHawkinsが処刑されたのに対し、Thomas Cookが恩赦を受けたことにも反映されている。

もし上記の解釈が正しいとすれば、“pechyd”がAppeachmentの意味を帯びていたことになる。OEDは「正式に告訴する」（“To accuse (a person) formally”）という意味の初例を1460年頃としている一方（OED +1）、「仲間を密告する」（“To inform against an accomplice; to turn informer”）の初例を1596年のShakespeareとしている（OED 2）。Fabyanの*The New Chronicles*が出版された1516年以前には、“appeach”と語源を同じくし、すでに「正式に告訴する」という意味をもっていた“peach”がAppeachmentの意味を帯びていた可能性が生じてくる。しかしながら、裁判過程がAppeachmentと類似しているからといって、それがAppeachmentと“pechyd”の関連を立証するわけではない。両者の関係についてはさらに多くの類例を挙げる必要がある。

4. お わ り に

これまでMaloryの『アーサー王の死』、Caxtonの*The History of Reynard the Fox*、Fabyanの*The New Chronicles*を通して“appeach”の意味変化を通時的に検討してきた。その結果わかったことは、社会の変化として、共犯者私訴人が決闘を行わずに恩赦を受けることができるAppeachmentという新たな法形態が生じ、その変化を“appeach”という既存の語が担うようになり始めたということである。しかしながら、1516年に出版されたFabyanの初版にはその変化が反映されていなかったように、新しい意味の広がりは限定的であるようだ。また一例ではあるが、“peach”がAppeachmentの意味を担っている可能性を指摘した。告訴を表す語には他に“accuse,” “complain,” “appeal”などがあるが、「告訴する」という意味領域に属する語が隣接する類義語とどのような関係にあるのかという問題は、意味変化の要因を探る上で極めて重要である。例えば、MEDの引用数を基準にすると、26例ある“accuse”が最も一般的な語であると推測される。また“complain”の引用数14は特に多いわけではないが、OEDの用例六例中五例が15世紀と16世紀に集中していることを考え合わせると、“complain”は中世後期から近代初期にかけて一般的に用いられたと言えるだろう。実際、*Reynard the Fox*では“complain”が最も頻繁に使用されている。したがって、“accuse”と“complain”は、「告訴する」の意味領域において一般的な語としての安定した位置を占めていたのではないかと考えられる。また“appeal”も意味的に安定していたと考えられる。すでに述べたように、この語は告訴を表す法律用語であり、よって特定の意味の場を占有していたと考えられるからである。“Appeach”については“complain”よりも多くの引用例（18）があるものの、“accuse”と“complain”が告訴を表す意味領域で中心的な位置を占めていたため、意味変化を受けやすかったのではないかと考えられる。もし“peach”（四例）が新たな意味を帯びていたとすれば、初めて文献に現れた年が1460年と遅く、また頻度も極めて低いために、告訴を表す語の意味領域で非常に不安定な位置を占めていたと思われる。OEDによれば、今回調査した“appeach”と“peach”の最終例はそれぞれ1650年と1728年となっている。1500年を境として新しい意味を帯びた“appeach”と“peach”が150年から200年後にその命を終えたのは、このような意味的な不安定さや社会制度の変化が関

連していたからではないかと思われる。16世紀に「弾劾する」という新たな意味を担って今日まで生き延びた同じ語源の“impeach”との意味的競合関係も興味深い問題である。15世紀を境として調査対象を広げ、Appeachmentの広がりや終息をより正確に捉えることは今後の課題である。

注

1. 使用するテキストは、Blake, N. F. ed., *The History of Reynard the Fox*. EETS OS 263 (London: Oxford University Press, 1970)。告訴を表す語の類義性の問題については、Agari (2009)を参照のこと。
2. *OED*は“appeal”を次のように定義している“To call (one) to answer before a tribunal; in Law: To accuse of a crime which the accuser undertakes to prove. *spec.* a. To impeach of treason. b. To accuse an accomplice of treason or felony. All *Obs. exc. as Hist.*” (Appeal, v.+1.)。
3. 使用するテキストは、Vinaver, Eugène, ed., *The Works of Sir Thomas Malory*, 3 vols., 3rd ed. rev., by P. J. C. Field (Oxford: Clarendon Press, 1990)。以下、*Works*とする。
4. 英語の“appeal”は古フランス語からの借用語であり、究極的にはラテン語に遡る (*OED*, Appeal, v.)。
5. 使用するテキストは、Ellis, Sir Henry, ed. *The New Chronicles of England and France in Two Parts. repr. of Robert Fabyan, New Chronicles, Pynson 1516* (STC 10659). London: Rivington, 1811。
6. 引用一行目の空白は、印刷の工程で活字が落ちたことを示していると思われる。
7. Thomas Cookの罪状名は裁判記録には残っていないが、同時代の年代記作家はFabyan同様、重罪犯隠匿 (misprison) と記している (Bellamy (1970) 223)。事件の詳細については、Bellamy (1970 : 140-148); Michael A. Hicks (419); Ross (100); Kendall (250-251)を参照した。

参 考 文 献

- Agari, Manabu. “Synonymy at the Dawn of Early Modern English: An Inquiry into Legal Terms in *The History of Reynard the Fox*,” *Bulletin of Hiroshima Bunkyo Women's University*, 44 (2009), 1-10 (in Japanese).
- Bellamy, John G. *The Law of Treason in England in the Later Middle Ages* (Cambridge: Cambridge University Press, 1970).
- *Crime and Public Order in England in the Later Middle Ages* (London: Routledge & Kegan Paul, 1973).
- *The Criminal Trial in Late Medieval England* (Toronto: University of Toronto Press, 1998).
- Blake, N. F. ed., *The History of Reynard the Fox*. EETS OS 263 (London: Oxford University Press, 1970).
- Ellis, Sir Henry, ed. *The New Chronicles of England and France in Two Parts. repr. of Robert Fabyan, New Chronicles, Pynson 1516* (STC 10659). London: Rivington, 1811.
- Hamil, Frederick C. “The King's Approvers: A Chapter in the History of English Criminal Law,” *Speculum*, 11 (1936), 238-258.
- Hanawalt, Barbara A. *Crime and Conflict in English Communities 1300-1348* (Massachusetts: Harvard University Press, 1979).
- Hicks, Michael A. *Richard III and His Rivals: Magnates and Their Motives in the War of the Roses* (Hambledon Press, 1991).
- Hunnisett, H. *The Medieval Coroner* (Cambridge: Cambridge University Press, 1961).
- Jacob, E. F. *The Fifteenth Century 1399-1485* (Oxford: Clarendon Press, 1961).
- Kennedy, D. Edward. “Malory's King Mark and King Arthur,” in *King Arthur: A Casebook*, ed. Edward D. Kennedy (New York and London: Garland Publishing, 1996), 139-171; revised by the author from “Malory's King Mark and King Arthur,” originally published in *Medieval Studies*, 37 (1975), 190-234.
- Kindall, Paul Murray. *Warwick the Kingmaker* (1957; London: Phoenix Press, 2002).
- Menard, Philippe, ed., *Le Roman de Tristan en Prose*, 9 vols (Geneva: Droz, 1987-97).
- Musson, A. J. “Turning King's Evidence: The Prosecution of Crime in Late Medieval England,” *Oxford Journal of Legal Studies*, Vol.19, No.3 (1999), 467-480.
- Post, J. B. “The Evidential Value of Approvers' Appeals: The Case of William Rose, 1389,” *Law and*

- History Review*, 3 (1985), 91-100.
- Pugh, Ralph B. "Some Reflections of a Medieval Criminologist," *Proceedings of the British Academy*, Vol.LIX, (London: Oxford University Press, 1973).
- Rörkasten, Jens. "Some Problems of the Evidence of Fourteenth Century Approvers," *The Journal of Legal History*, 5 (1984), 14-22.
- Ross, Charles. *Edward IV* (1974; New Haven and London: Yale University Press, 1997).
- Rumble, C. Thomas. "'The Tale of Tristram': Development by Analogy," in *Malory's Originality: A Critical Study of Le Morte Darthur*, ed. R. M. Lumiansky (1964: rpr. New York: Arno Press, 1979).
- Russell, M. J. "Trial By Battle and the Appeals of Felony," *The Journal of Legal History*, Vol.1, No.2 (1980), 135-164.
- Thorne, Samuel E., trans. with revisions and notes. *Bracton: On the Laws and the Customs of England*, vol.2 (Cambridge, Massachusetts: The Belknap Press of Harvard University Press, 1968).
- Vinaver, Eugène, ed., *The Works of Sir Thomas Malory*, 3 vols., 3rd ed., rev. by P. J. C. Field (Oxford: Clarendon Press, 1990).

—平成22年10月29日 受理—